

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	2	府 省 庁 名	環 境 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し項目名	公害防止用設備に対する課税標準の特例措置の縮減(15条3項関係)		
見直し内容(概要)	<p>・制度の概要 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置が認められる。 鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙処理施設、 汚水又は廃液処理施設、 ばい煙処理施設、 指定物質排出抑制施設、 産業廃棄物処理施設、 廃ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理施設、 産業廃棄物焼却溶融施設、 窒素酸化物燃焼改善設備、 除害施設、 ダイオキシン類排出削減施設、 揮発性有機化合物排出抑制設備、 各設備の特例率は以下の通り。 、 、 : 1 / 6 、 、 、 、 、 : 1 / 3 : 1 / 2 : 2 / 3 : 3 / 4</p> <p>・見直し内容 以下の設備については、平成 21 年度末の適用期限の延長を要望しない。 産業廃棄物処理施設、 産業廃棄物焼却溶融施設、</p>		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第 15 条 3 項、地方税法施行令附則第 11 条、地方税法施行規則附則第 6 条〕		
廃止又は縮減の理由	本設備(、 、)については、施設整備が進み、優遇税制措置について一定の効果が認められるため。		
増収見込額	(22 年度見込) : 34.9 (単位 : 百万円)		